

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-ア	3Rの推進		
施策	①廃棄物減量化・再利用・リサイクルの推進		実施計画掲載頁	27頁
対応する 主な課題	<p>○本県の世界に誇る自然環境を保全することに加え、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。</p> <p>○本県の一般廃棄物の排出量(一人当たり)は全国平均を下回り良好に推移しているが、リサイクル率は、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均を大幅に下回っている。</p> <p>○産業廃棄物の排出量については、おおむね横ばいで推移し、再生利用率については全国平均より高水準にあるが、排出量同様横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要である。</p>			
関係部等	環境部、土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○ごみ収集の有料化促進				
1	ごみ減量化推進事業 (環境部環境整備課)	—	順調	<p>○例年行っている市町村会議にて有料化を促し、有料化についての問合せ・相談がある時には前向きに検討するよう促した。また、市町村がスムーズに有料化を行えるよう、イベント等を通して、県民のごみ減量・リサイクルに対する意識向上を図った。(1)</p>
○資源再利用の推進				
2	ごみ減量化推進事業 (環境部環境整備課)	3,114	順調	<p>○ごみ減量・リサイクル推進週間、環境月間、3R推進月間、環境フェアにて、ごみ減量やリサイクルに関する県民への意識啓発を図るとともに、バス車内広告の実施や、既存普及啓発配布物を増刷した。また、環境フェアにおいては、リメイクファッションショーを開催し、3Rの推進を図った。(2)</p>
3	建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業 (土木建築部技術・建設業課)	12,344	順調	<p>○建設リサイクル資材製造業者からの申請を受け、各種法令・基準等に基づき書類審査、工場審査を実施、「リサイクル資材評価委員会」を開催し、新たに5資材の認定を行った。その他、564資材の工場等での品質確認を行い、行政関係者対象の研修や県民環境フェアでのパネル展示等の広報活動を行うなど、同制度の普及を図った。(3)</p>
4	資源化物リサイクル促進支援事業 (環境部環境整備課)	4,430	大幅遅れ	<p>○本島内1市町村、離島1市町村の合計2市町村において、プラスチック製容器包装を分別収集するモデル地域の構築を計画していたが、離島1村(座間味村)での実施となったため、大幅遅れとした。当該事業では、分別実施計画の作成、受入先の調査、モデル事業実施に係る説明会の開催、試行試験の実施、分別収集した場合の費用対効果の分析・検討を行い、分別収集体制を構築した。(4)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度)	841g (27年度)	805g以下	△10g	939g (27年度)
	状況説明	本県の一般廃棄物の1日1人あたりの排出量は、全国平均を下回っているが、沖縄県の推移を見るとほぼ横ばい傾向となっていることや、県内ごみ総排出量についても上下動を繰り返している。基準値831gに対して現状値が841gとなっており、入域観光客数の増加等も考慮すると、目標達成に向けて、県民のごみ削減意識のさらなる向上を図る必要がある。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度)	14.7% (27年度)	22.0%	2.0ポイント	20.4% (H27年度)
	状況説明	一般廃棄物の再生利用率は、基準値12.7%に対して現状値が14.7%と、2.0ポイント改善上昇しているが、全国平均の20.4%を下回っている。H28目標値達成は難しい状況であるが、成果指標の上昇に向けて、市町村との連携が必要である。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
レジ袋辞退率	78.0% (25年度)	77.5% (26年度)	77.0% (27年度)	↘	—
ごみ処理有料化市町村数	33 (26年度)	33 (27年度)	38 (28年度)	↗	—
県内ごみ総排出量(t)	436,373 (25年度)	446,461 (26年度)	448,532 (27年度)	↘	—
沖縄県リサイクル資材(ゆいくる)評価認定業者数	84業者 (26年度)	83業者 (27年度)	85業者 (28年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○ごみ収集の有料化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進事業について、有料化には県民の理解を求めることが必要であるが、平成28年度末のごみ処理有料化市町村数は38市町村で、3村については、有料化による不法投棄の懸念や住民への負担増等の要因により、有料化されていない。また、有料化は市町村が取り組むものであるため、市町村の判断が大きな要因となっている。さらに、市町村の条例で定めるため、時間を要する。 ・ごみ減量化推進事業について、県民のごみ減量・再資源化の意識向上のために、前年度の各種イベント等の内容をより良い普及啓発の方法を考案する必要がある。 <p>○資源再利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進事業について、分別収集計画の策定は市町村が実施するものであり、市町村の判断が大きな要因となっている。 ・ごみ減量化推進事業については、再資源化率の向上や排出量の減少のため、県民の意識啓発とともに、古紙や缶類の持ち去り対策等の取組を推進していく必要がある。また、県民のごみ減量・再資源化の意識向上のため、前年度より効果的な普及啓発の方法を各イベント・キャンペーン等において考案する必要がある。さらに、小学校に対し環境フェア等のイベントへの参加を積極的に呼びかける。 ・資源化物リサイクル促進支援事業では、再生利用率の向上や排出量の減量化について、県民へ普及啓発活動を実施するとともに、市町村の分別収集に係る取組を促進する施策や情報提供が必要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○資源再利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進事業について、一般廃棄物の再生利用率は伸び悩んでおり、1日1人あたりの排出量はほぼ横ばい状態にある。 ・建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業について、県内で発生した廃棄物の有効活用が図られており、取組の効果が現れているが、一部のゆいくる材については施設の規模拡大に伴う製造休止や、生産実績減少等の理由により、平成28年度は製造業者4社から路盤材など6資材の認定廃止届があった。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

○ごみ収集の有料化推進

・ごみ減量化推進事業において、ごみ収集有料化は、市町村の判断が大きな要因となっているため、国の基本方針を踏まえ、今後も実施市町村への情報提供を行うとともに、未実施町村への意識調査を実施し、その結果を踏まえ、有料化の導入について前向きな検討を促す。また、市町村がスムーズに有料化を行えるように、「ごみ減量化推進事業」の各種週間・月間、キャンペーン等の拡大、新たな環境教育用パンフレットの配布等、より効果的な普及啓発活動を行い、県民のごみ減量やリサイクルに対する意識の向上を図る。

○資源再利用の推進

・ごみ減量化推進事業については、容器包装リサイクル法に基づいた国の基本方針を踏まえた市町村への情報提供を行い、古紙や缶類の持ち去り対策等の取組や、分別収集の推進を図る。また、各種イベント等について、小学生にも関心をもってもらえるように、各市町村教育委員会に情報提供を行うなど、実施内容を工夫する。

・建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業について、循環型社会の構築、廃棄物の有効活用のため、新たなリサイクル資材について申請に関する相談に積極的に対応し、新規認定を行うとともに、公共工事及び民間工事におけるゆいくる材の利用促進について周知を図る。

・資源化物リサイクル促進支援事業について、容器包装リサイクル法に基づいた国の方針を踏まえた市町村への情報提供を行い、分別収集の推進を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-ア	3Rの推進	
施策	②未利用資源の活用の推進	実施計画掲載頁	28頁
対応する主な課題	<p>○本県の世界に誇る自然環境を保全することに加え、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。</p> <p>○産業廃棄物の排出量については、おおむね横ばいで推移し、再生利用率については全国平均より高水準にあるが、排出量同様横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要である。</p>		
関係部等	企画部、農林水産部、土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○下水汚泥及び消化ガスの有効利用				
1	下水汚泥有効利用 (土木建築部下水道課)	6,601,741	順調	<p>○県や市町村の下水道施設から発生する下水汚泥を全量コンポスト化し緑農地還元することで100%有効利用した。(1)</p> <p>○消化ガスの有効利用率は、那覇浄化センターでの利用率が向上したことにより、計画値69%に対し、実績値66.8%(H27年度)に増加し、順調に取組を推進した。また、流域下水道における消化ガス有効利用として、宜野湾及び具志川浄化センターにおいて、固定価格買取制度(FIT)を利用した再生可能エネルギー発電事業を開始した。(2)</p>
2	消化ガス有効利用 (土木建築部下水道課)	5,971,022	順調	
○水循環利用の推進				
3	再生水の利用促進(水環境創造事業) (土木建築部下水道課)	—	順調	<p>○再生水の利用促進のため、関係機関と「再生水利用促進連絡会」を2回開催し、新たな供給先の発掘等を行った。また、再生水利用施設拡充(那覇市津波避難ビル)により、再生水日平均供給量は計画値800m³/日に対し、実績値1,003m³/日となり、順調に取組を推進した。(3)</p>
4	雨水等の有効利用の促進 (企画部地域・離島課)	—	順調	<p>○県民を対象に、県企業局、市町村水道局が実施する水道週間行事や各ダムで実施されるダム祭り等の水関連イベントを活用して、利用用途に応じた雨水処理方法と雨水貯留施設等を解説した雨水利用の手引を配布した。また、学校施設等公共施設建築の説明会における手引きの配布や雨水利用の認知を高めるため、一般県民向けにコンビニ等で同手引を配布し、標準的な雨水貯留施設の仕様を示した。さらに小学4年生向けの「私たちと水」の副読本を作成、県内全小学校へ配布し、水の有効活用の普及啓発を図った。(4)</p>
5	雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業 (企画部地域・離島課)	—	順調	<p>○平成28年12月に、雨水・再生水利用施設実態調査を県内全市町村に対して実施しており、同調査において、雨水を利用した災害時対策についての情報提供を行った。また県公式ウェブサイトへの掲示、雨水・再生水利用施設実態調査等により、雨水貯留施設を整備する意義及び整備に係る留意事項等について周知を図った。</p> <p>さらに近年渇水のあった離島自治体や雨水利用の助成制度がある6市町村に対し、雨水利用の手引きを配布し、既に雨水利用を実施している施設の事例紹介及びその施設構造等について周知することができた。(5)</p>

○バイオマスの活用					
6	オガコ養豚普及促進事業 (農林水産部畜産課)	10,966	大幅遅れ		○有毒植物混入防止に係る有毒植物生育状況地図の作成に向け、宮古地域・石垣地域を調査するとともに、沖縄本島の有毒植物4種の生育地図を作成した。また、混入検査手法については、2種類の有毒植物の検査手法を確立した。さらに、畜産向け剪定枝オガコの堆肥化に係る研究を行い、堆肥化及び高温処理によってキョウチクトウの有毒物質が分解されることを確認した。 本県は島しょ県でオガコの移入にはコストが掛かることや、社会情勢の変化により確保できないおそれがあることなどを理由に、オガコ養豚方式を採用する改修等支援農家数は計画値より遅れている状況にあることから大幅遅れとなった。(6)
7	環境保全型農業支援 (農林水産部畜産課)	10,966	順調		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度)	51.2% (27年度)	50.0%	2.5ポイント	42.5% (26年度【動物のふん尿除く】)
状況説明	産業廃棄物の再生利用率は、基準値48.7%に対して現状値が51.2%と、2.5ポイント上昇しており、全国平均の42.5%を上回っている。産業廃棄物の再生利用率は、緩やかな増加傾向で推移していること及び現状値を考慮すると、H28目標値は達成する見込みである。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
下水汚泥有効利用率	100% (25年度)	100% (26年度)	100% (27年度)	→	58% (24年度)
下水道バイオマスリサイクル率	81% (24年度)	82% (25年度)	83% (26年度)	↗	25% (26年度)
雨水利用の手引配布数(累計)	17,093部 (26年)	18,553部 (27年)	19,978部 (28年)	↗	—
市町村を対象とした説明会参加市町村数(延べ数)	12市町村 (24年)	24市町村 (25年)	63市町村 (26年)	↗	—
雨水・再生水利用施設数(新規)	6施設 (26年)	8施設 (27年)	17施設 (28年)	↗	—
オガコ養豚方式採用農家数	25戸 (26年)	25戸 (27年)	25戸 (28年)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○下水汚泥及び消化ガスの有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥有効利用について、全量コンポスト化(堆肥化)により緑農地へ有効利用されているが、下水道処理人口の増加により今後も下水汚泥発生量の増加が見込まれる。 消化ガス有効利用については、再生可能エネルギー発電事業において、契約期間が20年間と長期契約となっていることから、県浄化センターでは安定的な消化ガス供給に留意しなければならない。 <p>○水循環利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生水の利用促進については、更なる向上を図るため、再生水供給区域内において、新規施設だけでなく、既存施設等へも利用促進を働きかけ、供給量増加に取り組む必要がある。また、再生水利用予定施設の中には、施設の改築時期にあわせて、再生水利用を計画している施設等があり、利用予定者の改築スケジュールに左右されることがある。 雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、市町村の避難所等における防災対策として重要な取組であるが、整備費用の制約があり、老朽化施設の更新時期に合わせた整備を念頭に、中・長期計画として取り組む内容となることから、普及の促進が容易ではない。 <p>○バイオマスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒植物の混入検査手法は、検査のコスト面について課題がある。また、キョウチクトウの有毒物質が堆肥化によって分解されることを確認したが、分解物の毒性については不明であり、安全性に課題がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○下水汚泥及び消化ガスの有効利用

・平成27年5月に下水道法の改正があり、下水道管理者の責務として、下水汚泥の燃料・肥料を再利用する努力義務が明確化されたことから、今後も有効利用維持に努める必要がある。

○水循環利用の推進

・雨水等の有効利用の促進については、本県は狭隘な地理的条件にあることから、環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、雨水の有効活用が求められているが、沖縄本島では過去20年以上、給水制限等渇水状況を経験していないことから、一般県民の節水や雨水利用等に関する関心は、若い世代を中心に低下していると思われる。

・雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、平成26年に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、平成27年には「雨水の利用の推進に関する基本方針」及び「国等における雨水利用の施設の設置に関する目標」が定められた。また、平成28年は、地公法今日団体への参考資料として「雨水利用の推進に関するガイドライン(案)」が示されている。

○バイオマスの活用

・本県は畜産向けオガコ工場が少なく、島しょ県で移入にコストが掛かることや、県内産オガコが粗くばらつきがあり畜産に不向きな場合も多いことなど、オガコの安定供給、価格、品質に課題がある。また、剪定枝の利用においては、有毒植物の混入が懸念される。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○下水汚濁及び消化ガスの有効利用

・産業廃棄物の循環的利用促進のため、下水汚泥有効利用については、引き続きコンポスト化(堆肥化)による有効利用率100%を目指す。

・消化ガス有効利用については、再生可能エネルギー発電事業において、消化ガスを発生させる施設の維持管理を適切に行うとともに、消化ガス発生量に注視しながら施設の増設等を行う。

○水循環利用の推進

・再生水の循環利用について、関係機関と「再生水利用促進連絡会」を定期的に開催し、需要拡大の検討、新たな供給先の発掘等を行い、利用を促進する。

・雨水等の有効利用の促進については、前年度まで改善に取り組んできた各種の取組を継続するとともに、昨年度まで情報を手に入れる機会がなかった県民に対して、直接目に触れてもらう新たな資料配付先や周知方法等について検討し、周知を図る。引き続き学校施設等建築の説明会におけるチラシの配布や子ども向け自由研究等のイベント、自然環境保全等をテーマとしたシンポジウム等での雨水有効利用チラシの配布、雨水利用の手引きの改訂検討等、普及啓発効果の高い方法について検討し、周知活動を行う。

・沖縄県の作成した雨水貯留施設のモデル仕様及び国等の先導的取組に関する市町村への情報提供を継続して実施すると共に、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づいて、国から示されるガイドラインや他都道府県の動向等を踏まえ、沖縄の自然的・社会的条件に応じた「雨水の利用の推進に関する沖縄県方針」及び「沖縄県における雨水利用の施設の設置に関する目標」の策定に取り組む。

○バイオマスの活用

・安全・安心な剪定枝オガコを生産するため、オガコ生産現場での有毒植物混入検査技術を検討する。また、「オガコ」の安定供給、低コスト化、定品質等の課題を解決するため、関係機関との調整や会合等により、剪定枝オガコの生産モデルを作出する。更に剪定枝オガコの定着化を図るため、オガコ養豚のモデル農家に対し、技術支援する。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進		
施策	①一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進	実施計画掲載頁	30頁	
対応する主な課題	○一般廃棄物処理施設は、各市町村において着実に整備が進展している一方、離島市町村では、ごみ処理コストが沖縄本島の平均を上回っているため、効率的なごみ処理体制の構築が求められている。 ○産業廃棄物処理施設は、管理型最終処分場の残余年数が3.3年(平成22年度)と残余容量がひっ迫しており、喫緊に整備する必要があるが、地域住民等の理解など、整備に向けた環境が整っていない状況にある。			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do) (単位:千円)

平成28年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1 廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄物処理サービス広域化支援 (環境部環境整備課)	3,367	順調	○平成27年に実施した調査結果について、関係市町村(宮古地区、八重山地区)を訪問し、検討委員会からの提言をもとに費用対効果を主とした具体的方策の提案、効率的なごみ処理体制の構築に向け、助成金等を活用した各種事業の情報提供並びに意見交換を行った。また、事業効果の検証資料となる一般廃棄物処理実態調査の調査手法について、関係市町村のデータを解析し、データの算出方法、計上方法等を確認した。(1)
2 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備 (環境部環境整備課)	152,396	やや遅れ	○沖縄県は、第三セクターである沖縄県環境整備センター株式会社(以下「環境整備センター」という。)に対し、1億1,000万円の貸付を行うとともに、名護市安和区、名護市、環境整備センター、沖縄県の四者で構成される地域協議会(以下「地域協議会」という。)を開催し、地域振興策について協議を行った。 環境整備センターは、最終処分場整備に向け実施設計に取り組んだ。 最終処分場の整備については、用地取得等に時間を要したが、概ね事業は計画どおり進捗していることから、「やや遅れ」と判断した。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744㎡】 (22年度)	6.1年 【41,009㎡】 (27年度)	15.3年 【150,000㎡】	2.8年 【3,265㎡】	14.7年 【104,700,609㎡】 (25年度)
1	状況説明	リサイクルの進展等による産業廃棄物の最終処分量の減少や、民間最終処分場の拡張整備計画を踏まえ算出した残余年数は、6.1年と基準値3.3年に比し、2.8年改善している。若干改善しているが、全国の14.7年を大きく下回る状況に変わりはない。 県が関与する産業廃棄物管理型最終処分場の整備が遅れている状況から、H28目標値を達成できない見込みであるが、H31の目標達成に向け、平成29年度は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可等の手続を終え、本体工事に着手する。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄物処理サービス広域化支援において、広域化を推進する上で、委託処理を選択する場合、委託側は受け入れ側自治体のゴミ処理事務の管理執行に関与しにくいいため、安定したゴミ処理体制を構築することができない可能性がある。
- ・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、県は、環境整備センターに対し、必要な財政支援等を迅速に行う必要がある。また、県及び環境整備センターは、計画的且つ効率的な増資に向け取り組む必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄物処理サービス広域化支援について、地域住民の合意形成、運搬に関するルート・衛生面・安全面等の確保が課題となる。また、広域化を推進する上で、組合等の設立を図る場合に、関係市町村で十分に協議する必要がある。
- ・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、リサイクル等の進展に伴う最終処分量の減少を踏まえた収支計画及び資金調達計画を策定するとともに、全国的な資材高騰、労務単価等の上昇による施設整備費の高騰を抑制する必要がある。また、地元の意向を踏まえた振興策の実施が必要となる。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・廃棄物処理施設の効率化及び離島の廃棄物処理サービス広域化支援については、広域化等の効率的なゴミ処理体制の推進に向け、市町村との意見交換の実施、住民説明会への関与等を行うなど、引き続き、関係市町村および関係機関へ働きかけ、諸課題の解決に対し支援を行う。
- ・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、県は、環境整備センターの事業進捗を管理し、補助金等必要な予算を適切な時期に交付する。また、環境整備センターに対し、費用の圧縮や、地元の理解を得ながら安心・安全な施設整備に取り組むよう働きかける。あわせて、地元の意向を踏まえ、地域振興に取り組む。
- ・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、県及び環境整備センターは、収支計画を基に連携して増資に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進		
施策	②不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進	実施計画掲載頁	30頁	
対応する 主な課題	<p>○廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となっており、適正処理や環境美化に対する意識向上が求められている。</p> <p>○環境美化については、県民参加型の全県一斉清掃イベント等を行っているものの、依然、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶、たばこの吸殻等が見受けられ、生活環境や街の美観を損ねていることから、県民の意識向上等を図る必要がある。</p>			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	廃棄物不法投棄対策(廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費) (環境部環境整備課)	15,574	順調	<p>○廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、保健所に廃棄物監視指導員(6名)及び不法投棄監視員(3名)を配置し、監視パトロールや現場への立入検査等を実施した。また、不法投棄廃棄物の撤去事業を行う公益法人等に対する支援事業を行った。(1)</p>
2	排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境部環境整備課)	1,327	順調	<p>○建設業協会等の排出事業団体にも研修の周知を図ったうえで、産廃処理業者及び排出事業者の適正処理に係る研修会を本島及び離島にて計6回開催した。また、ごみゼロの日に合わせて、5/30には各保健所を中心としたゴミゼロパトロールを実施し、適正処理の周知徹底をはかっている。(2)</p>
3	ちゅら島環境美化促進事業 (環境部環境整備課)	1,787	順調	<p>○県内各地の道路、公園、観光地、海岸等を対象として、夏季の行楽シーズン、12月の年末大清掃の時期に合わせて、県民、事業者、団体等の参加を得て環境美化を実施した。取組により公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸殻等がなくなり、生活環境や街の美観を保全することができた。また、一斉清掃参加人数は計画値7万人に対し、実績値6万4千人となった。(3)</p>

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度)	116件 (27年度)	100件	24件	143件(10トン以上) (27年度新規事案)
1	状況説明	<p>平成27年度における県内の不法投棄件数は116件であり、前年度の105件と比較すると若干増加する結果となった。</p> <p>増加の要因は、平成27年度に新たに発覚した事案が32件発生したことにある。116件のうち15件が撤去されたが、過去3年間のうち最も多い残存件数(101件)となった。</p> <p>現状値は、基準値を下回っているものの、目標値は未達成であることから、さらなる不法投棄削減に向けて、不法投棄の事前防止、行為者の特定のための監視体制のさらなる強化や、不法投棄事案除去にあたって取り組みやすい環境整備を行う。さらなる取組みの強化により、目標値の達成を見込んでいる。</p>				

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度)	6.4万人 (28年度)	7.0万人	0.7万人	—
2	状況説明	全県一斉清掃参加人数は、目標値の7.0万人に若干届かず、現状値が6.4万人となったが、市町村、地域住民が一体となって、全県一斉清掃を実施することができた。 全県一斉清掃の実施期間は、6月～8月及び12月としており、期間が限られていることが目標を達成できなかった一因と考えられる。一方で当該期間以外に各市町村や地域ごとの清掃活動も実施されており、県民一体となった清掃活動が浸透した結果として、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等が少なくなり、生活環境や街の美観が保全されている。成果指標の改善に向け、引き続き取り組みを推進していく必要がある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
優良産業廃棄物処理業者認定数	0者 (23年)	11者 (27年)	14者 (28年)	↗	1,093者 (H29.3.31現在)
全県一斉清掃参加人数	6.3万人 (26年度)	5.6万人 (27年度)	6.4万人 (28年度)	→	—
全県一斉清掃参加延べ市町村数及び事業者数	54市町村 41事業者 (26年)	62市町村 32事業者 (27年)	47市町村 35事業者 (28年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

・不法投棄物の撤去は行為者の責任で行わなければならないが、行為者の特定は困難である場合が多く、また、自治体やボランティア団体による撤去についても多額の費用を必要とするため、撤去が進みにくい要因となっている。

・廃棄物不法投棄対策については、引き続き、県警や市町村などと連携し、不法投棄の未然防止に向けた啓発、取締体制を強化していく必要がある。また、公益法人やNPO法人等の団体が行う不法投棄廃棄物の除去について支援体制を構築することにより、撤去の推進が見込まれる。

・排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組において、研修会の内、電子manifest研修については、パソコンを用いて行うため、開催場所が限られる。また、有料の開催周知の広告や研修会回数の増加は、予算確保が必要となる。

・ちゅら島環境美化促進事業について、全県一斉清掃活動の結果は当課のホームページにおいて公表しているが、各市町村及び団体の実施した日程や参加人数等を記載した一覧表のみの掲載となっており、清掃活動の実際の様子を想起できない。そのため、清掃活動中の写真を掲載する等、より可視的に清掃活動を周知できるようホームページの掲載内容を改善する余地がある。また、環境美化活動を根付かせていくために、引き続き小学生を中心に環境美化に関する教育の推進を図る必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・産業廃棄物等の処理については、近年全国的に注目を集める事案が発生するなど社会的な関心も高く、不法投棄等の除去については県民からの社会的要請は非常に大きい。

・排出事業者、産業廃棄物処理業者とも、廃棄物の適正処理について意識が不十分である者が存在し、廃棄物の知識についても、習熟度にばらつきがあるため、研修会の受講者を増加させ、産業廃棄物の適正処理について広く周知するためには、関係機関と協力していくことが必要である。

・産廃処理業者及び排出事業者の適正処理に係る研修会について、研修会アンケートより、参考になったという回答がある一方、内容が難しい、他の内容での研修も行って欲しい等の意見がある。また、開催回数や会場を増やす要望もある。さらに、研修会アンケートにおいて認定取得の予定があると回答する事業者がいることから、優良認定を取得する業者が増加すると見込んでいる。一方、同アンケートにおいて、認定基準を満たすのが困難であるとの理由で認定取得予定がないとする回答もある。

・ちゅら島環境美化促進事業について、全県一斉清掃活動は天候に左右されるため、参加人数が変動することがある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・廃棄物不法投棄対策については、廃棄物監視指導員及び不法投棄指導員に関しては引き続き警察OBからの登用を行い、監視体制の維持を図るとともに、県警や市町村については日頃からの情報提供や現場での連携に取り組んでいく。また、不法投棄の原状回復を促進する取り組みについては、引き続きHP等を活用した情報発信をすることにより、多くの団体による事業の利用を促進していけるよう取り組む。さらに、保健所を設置する市が行う産業廃棄物の不法投棄に対する取り組みについて補助金の交付を行う。

・排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組については、不法投棄防止のため、関係機関への適正処理に係る協力依頼及びゴミゼロパトロール等の啓発活動の実施を継続して行う。また、産廃処理業者及び排出事業者の適正処理に係る研修会について、現在は同じ研修会を産廃処理業者と排出事業者が受講しているが、研修会の内容を、産廃処理業者を対象としたものと排出事業者を対象としたものに分け、それぞれ開催する。

・排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上において、研修会の受講者を増加させ、産業廃棄物の適正処理について広く周知するためには、関係機関と協力していくことが必要である。

・ちゅら島環境美化促進事業については、各市町村や事業者に、清掃時の写真を提供してもらおう等して、ホームページの掲載内容の充実を図る。また、各市町村教育委員会に本事業の情報提供並びに啓発資料の配布により、小学生を中心とした環境美化教育の推進を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進		
施策	③海岸漂着物の適正処理等の推進	実施計画掲載頁	31頁	
対応する主な課題	○近年、県内各地の海岸において、海外からと思われる漁具やペットボトル、発砲スチロール等のごみが大量に漂着し、自然環境に重大な影響を及ぼしているほか、海岸景観の悪化により観光資源としての価値の低下等を招いている状況である。			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進(海岸漂着物対策支援事業) (環境部環境整備課)	112,809	順調	○国の「地域環境保全対策費補助金」を活用した市町村等が実施する海岸漂着物の回収処理等に対する補助を行った(15町村に54,828千円を補助)。また、第11管区海上保安本部等と連携する沖縄クリーンコーストネットワークの活動(県内全域の海岸等での清掃活動等)により、県内における海岸漂着物の回収処理等を実施した。まるごと沖縄クリーンビーチ(県下一斉海岸清掃)の取組で、ビーチクリーン参加人数が約1万2千人であり、96カ所の海岸・ビーチで約70トンのごみが回収された。さらに、国の補助金を活用した事業により約133トンの海岸漂着物を回収・処理したことにより、海岸の景観や環境保全に寄与した。(1)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
1	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
まるごと沖縄クリーンビーチ(県下一斉海岸清掃)参加人数	10,482人 (26年)	12,559人 (27年)	12,536人 (28年)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・国の「地域環境保全対策費補助金」について、平成26年度までは補助率が10/10であったが、平成27年度から段階的に減り、平成28年度以降は補助率9/10となったことから、各自治体の負担増となっている。 ・海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して効果的な漂着物対策に取り組む必要がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物は繰り返し漂着し、また、海外由来も多いため、国レベルでの調整が必要である。

V 施策の推進戦略案 (Action)

<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き海岸漂着物対策事業に係る国へ財政措置等を要望し、海岸管理者への予算分任、市町村への補助金交付等関係機関と連携し、海岸漂着物の回収処理・発生抑制対策等の推進を図っていく。また、ビーチクリーン参加人数増に向けて、県広報媒体を用いて(ポスター作成等)広く県民に周知する。
